

佐世保市監査委員公表第 17 号

定期監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、定期監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和6年7月11日

佐世保市監査委員	宮	崎	祐	輔
佐世保市監査委員	赤	瀬	隆	彦
佐世保市監査委員	井	上	友	子



農林水産部 分

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 農林水産部
農政課、有害鳥獣対策室、卸売市場管理事務所、農林整備課、
水産課、水産センター

3 監査の期間 令和6年5月7日（火）～令和6年7月2日（火）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和5年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。その事項を除き、重要な点において、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われていた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① 法定外公共物占用料の徴収において、佐世保市税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第2条第1項で「市長は、税外諸収入金を納期限…までに納付しない者に対しては、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していないものがあった。
(農林整備課)
- ② 漁港施設目的外使用許可において、佐世保市財務規則第66条の2で「納期限について、法令又は契約若しくは処分に定めがないときは、納人及び債権金額を確認した日から20日以内における適宜の納期限を定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、納期限が20日より後の日付になっているものがあった。
(水産課)

督促状未発送の件については、前回も指摘した事項である。実効性のある再発防止策を講じ、適正な事務処理を行うよう徹底されたい。

2. 支出事務

- ① 出張命令伺において、次長職の出張については佐世保市事務処理規程第7条第3号で部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の命令を受けていないものがあった。
(農政課)
- ② 佐世保市有害鳥獣被害防止対策事業補助金において、佐世保市補助金等交付規則第12条で「…補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。」と規定されているにもかかわらず、補助事業者等に額の確定通知をしていなかった。
(有害鳥獣対策室)
- ③ 林業開発促進資金貸付において、佐世保市林業開発促進資金貸付規則第6条で「…事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を翌年度の8月末日までに市長に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、関係書類を提出させていなかった。
(農林整備課)

規則等を再確認し、適正な事務処理を行われたい。

3. 契約事務

① 農水産物等特産品販路拡大事業支援委託契約において

ア 佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第4条第6項で「指名競争入札等において、…契約の目的・内容により業務を委託することのできる名簿登録者又は資格者がいない場合に限り、名簿又は資格者に登録されていない者（以下この項において「登録外業者」という。）を指名することができる。この場合において、業務委託の発注課は、当該登録外業者の指名に関し契約課が行う名簿登録審査と同等の審査を行わなければならない。…」と規定されているにもかかわらず、登録外業者について名簿登録審査と同等の審査を行っていなかった。

（農政課）

イ 佐世保市財務規則第144条第3号に規定する契約保証金の免除の要件に該当しないにもかかわらず、契約保証金を免除していた。

（農政課）

② 青果市場監視装置緊急点検等調整業務委託契約ほかにおいて、佐世保市財務規則第176条ただし書の要件に該当しないにもかかわらず、同条第2号の規定により予定価格を設定していた。

（卸売市場管理事務所）

規則等を再確認し、適正な事務処理を行われたい。

4. 財産管理事務

① 備品において、佐世保市物品会計規則第23条第1項で「物品管理者は、…注意をもって管理しなければならない。」、同条第2項で「物品管理者は、…その用途、使用状況等を随時に点検しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、現品と備品台帳が照合できず適切な管理及び点検をしていないものがあった。

（水産課）

② 備品において、佐世保市物品会計規則第25条第2項で「…備品台帳は、備品管理システムにより…作成しなければならない」と規定されているにもかかわらず、備品台帳を作成していないものがあった。

（水産センター）

規則に則った適正な管理と事務処理を行うよう徹底されたい。